

第11表 厚生保険特別会計児童手当勘定の平成17年度収支状況

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
収 入	458,044,124,679	支 出	446,003,188,641
拋 出 金	138,135,605,857	被用者児童手当交付金	94,740,220,000
国庫負担金	317,430,474,000	特例給付交付金	28,576,870,000
被用者児童手当財源	206,310,840,000	被用者小学校第3学年修了前特例給付交付金	185,436,194,639
非被用者児童手当財源	109,108,661,000	非被用者児童手当交付金	33,164,144,013
事務費財源	2,010,973,000	非被用者小学校第3学年修了前特例給付交付金	76,042,088,997
積立金より受入	0	事 務 費	2,042,933,816
前年度剰余金	731,351,858	児 童 育 成 事 業 費	25,986,701,721
その他の収入	1,746,692,964	そ の 他 の 支 出	14,035,455
		収 支 差 引	12,040,936,038
		翌年度へ繰越	21,805,000
		翌年度歳入へ繰入	1,389,851,038
		積立金へ積立	10,629,280,000

《 児 童 手 当 制 度 の 沿 革 》

昭和47年	児童手当制度発足 義務教育終了前の第3子以降を対象（段階実施）
昭和53年	法律改正 福祉施設（健全育成サービス）の導入
昭和56年	所得制限の強化
昭和57年	行政改革特例法による特例措置 ・ 所得制限の強化 ・ 特例給付の導入
昭和60年	法律改正 義務教育就学前の第2子以降を対象（段階実施）
平成 3年	法律改正 ・ 3歳未満の第1子以降を対象（段階実施） ・ 手当額の増額 第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
平成 6年	法律改正 ・ 児童育成事業の創設 ・ 児童育成事業費充当拠出金の導入
平成12年	法律改正 義務教育就学前まで支給対象拡大
平成13年	所得制限を緩和 【支給率】 72.5% → 85.0%
平成16年	法律改正 小学校第3学年修了前まで支給対象拡大